資料２

黒部市都市計画マスタープランの見直しについて（中間報告）

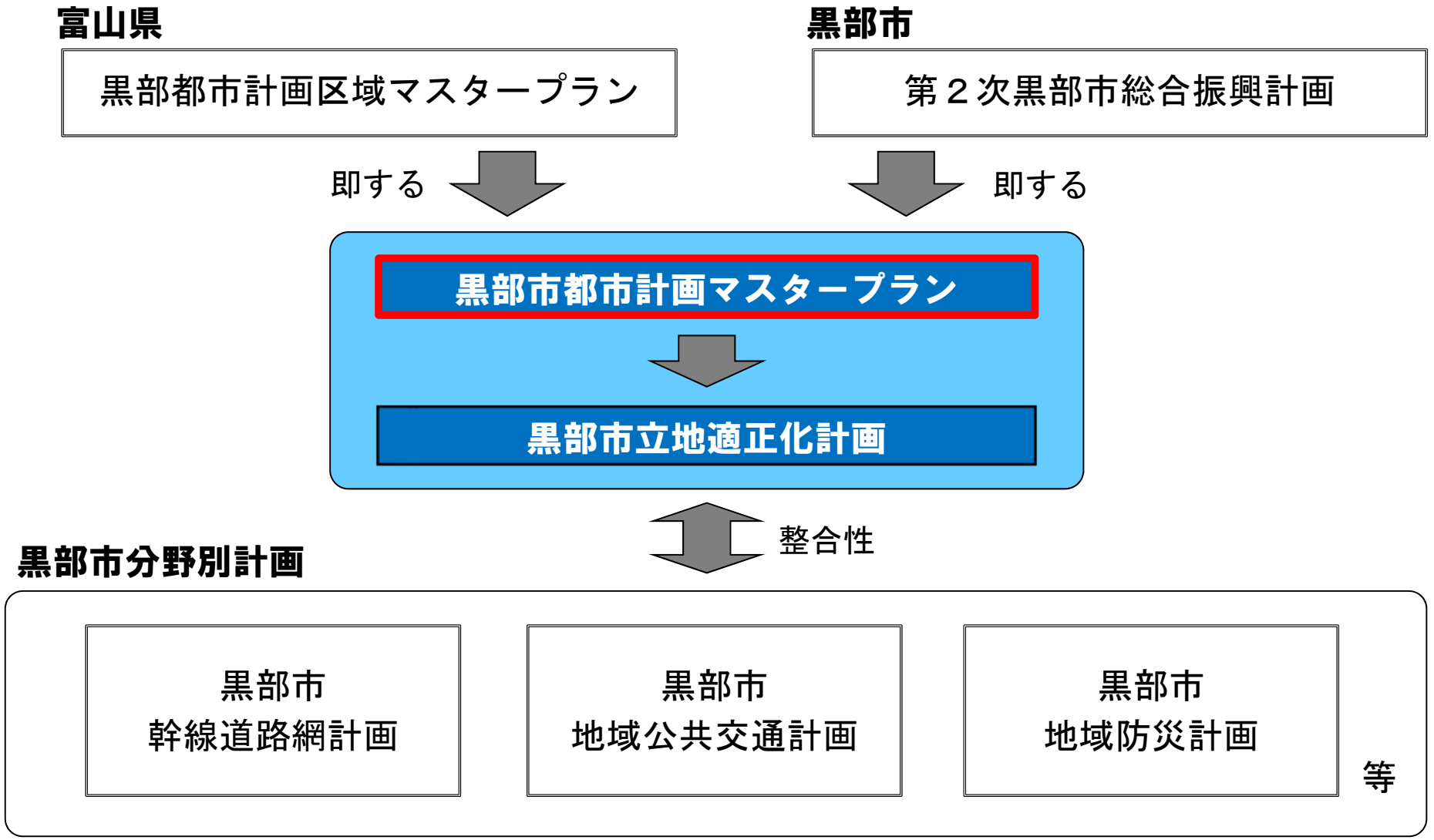
１　都市計画マスタープランの概要

（１）都市計画マスタープランとは

■都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の２に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、将来に向けた都市づくりに関する長期的指針となる計画。

■本市の策定年次：2010年（平成22年）→ 目標年次：2029年（令和11年）

（２）都市計画マスタープラン位置づけ



２　都市計画マスタープラン見直しの概要

（１）見直しの背景

【見直しの背景】

- **人口減少**の進行。（人口：2010年 41,768人 ⇒ 2025年 37,632人）
- **少子高齢化**の進行。（高齢化率：2010年 26.5% ⇒ 2025年 32.7%）
- 北陸新幹線開業、国道８号入善黒部バイパス開通、道の駅ＫＯＫＯくろべ開業などの都市インフラ整備により**「人流」「物流」が大きく変化**。
- 「第２次黒部市総合振興計画」「黒部市立地適正化計画」「幹線道路網計画」などの**上位・関連計画が改定・策定**。

社会情勢の変化に対応し、持続的な都市づくりを進めるため、都市構造や土地利用などを見直しながら、今後約20年間における都市基盤整備の基本的方針を定めるもの

（２）都市計画マスタープランの構成

全体構想

第１章　計画の概要
〇計画策定の背景・目的
〇目標年次
〇対象地域

第２章　本市の現況
〇広域的位置づけ
〇都市構造の特性と動向

第３章　主要課題
〇市民アンケート調査
〇主要課題の整理

第４章　都市の将来目標
〇都市の将来像
〇都市整備の基本方針
〇将来フレームの設定

第５章　都市の整備方針
〇将来都市構造
〇土地利用の方針
〇都市施設整備の方針
〇都市景観形成の方針
〇都市環境形成の方針
〇その他関連施策の方針

地域別構想／実現化の方策

第６章　地域別構想
〇海岸部
〇農村部
〇中心市街地
〇新幹線駅周辺
〇地鉄沿線
〇中山間地
〇宇奈月温泉

第７章　実現化の方策
〇基本的な考え方
〇計画の実現に向けた取組

（３）マスタープランの方向性

【都市の将来像（第４章）】

「黒部の個性を活かし、自然と調和し、
活力があり、魅力にあふれるまち」

（参考：黒部市民憲章）
「一、水と緑をいつくしみ、うるおいのあるまちをつくります。」
「一、伝統に創意をかさね、個性のあるまちをつくります。」
「一、働くことを喜びとし、活力のあるまちをつくります。」
「一、思いやりの心を大切にし、温もりのあるまちをつくります。」
「一、世界の人々と交流を深め、魅力のあるまちをつくります。」

（参考：「第２次黒部市総合振興計画」における都市の将来像）
「大自然のシンフォニー 文化・交流のまち 黒部」

（３）マスタープランの方向性

【都市整備の基本方針（第４章）】

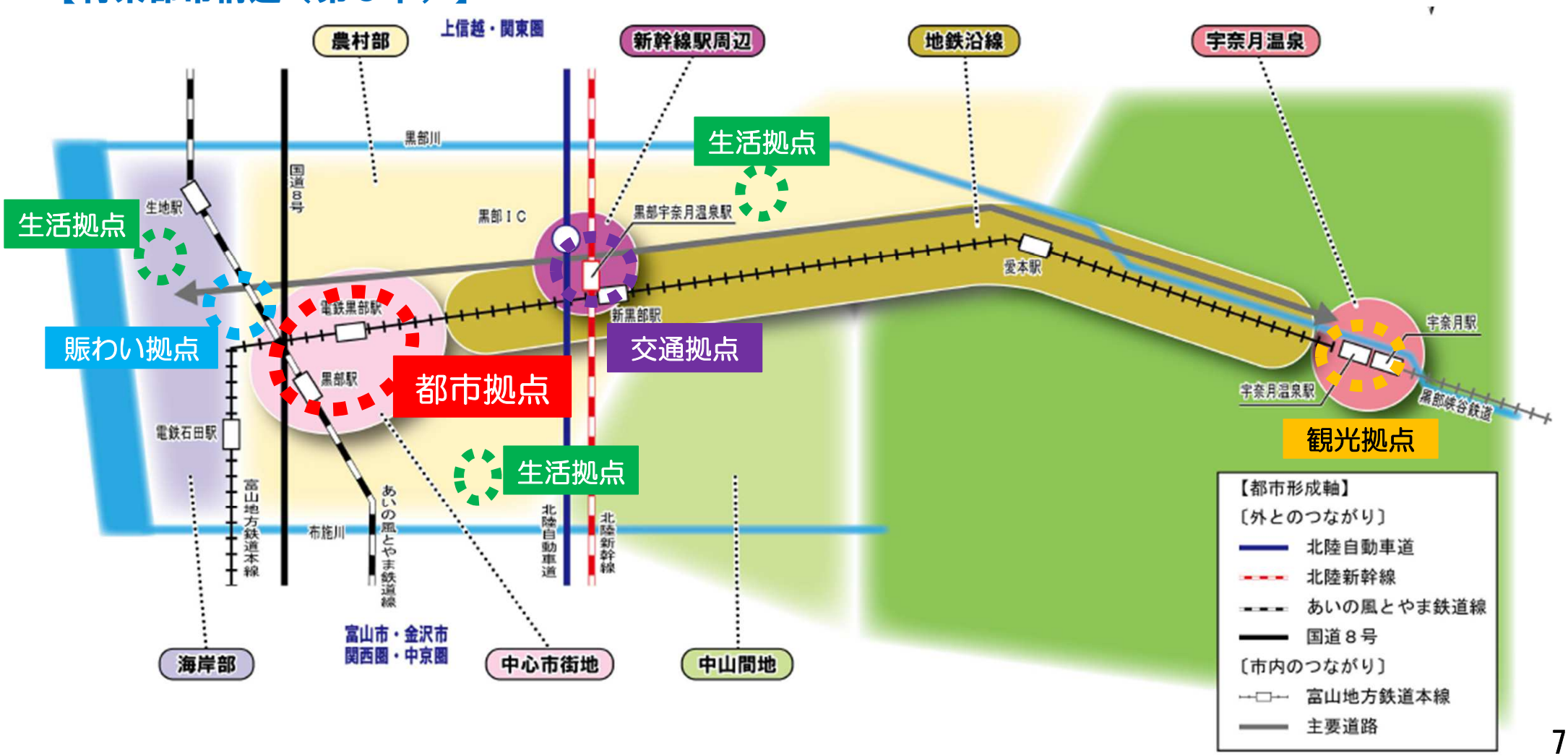
- コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり
- 地域（山・里・川・海）の特性を活かしたまちづくり
- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 自然と共生し、景観に配慮したまちづくり

「コンパクト・プラス・ネットワーク」
　‥‥地域公共交通と連携し、複数のコンパクトな拠点により形成される都市構造

人口減少‥‥都市の活力と賑わいが低下。
　　税収減により行政サービスの維持が困難になるおそれ。
　　⇒都市の構造や規模を人口に見合ったものにする必要がある。
高齢化‥‥‥自家用車を運転できなくなり、買い物や通院に困る住民が増加。
　　⇒拠点を結ぶ地域公共交通の利便性・効率性をより高める必要がある。
　　歩いて行ける範囲に都市機能が揃っているのが理想的。

（３）マスタープランの方向性

【将来都市構造（第５章）】



（３）マスタープランの方向性

【将来都市構造（第５章）】

＜都市拠点＞

「中心市街地」

⇒都市機能と居住を誘導・集積

＜地域拠点＞

「道の駅ＫＯＫＯくろべ周辺」…賑わい拠点

「新幹線駅周辺」…交通拠点

「宇奈月温泉」…観光拠点

⇒黒部の活力と魅力の向上を重点的に図る

＜生活拠点＞

「一定の商業施設等が集積し、周辺住民がアクセスしやすい場所」

⇒市民生活を守り、支える拠点として生活利便性を維持

（３）マスタープランの方向性

【土地の利用方針（第５章）】

（全体的な方針）

無秩序な市街化を抑制。民間投資は中心市街地等の拠点へ誘導し、都市機能を集約

（拠点ごとの方針例）

「道の駅ＫＯＫＯくろべ周辺」
⇒ 集客力のある施設等による**賑わい拠点**の形成

「新幹線駅周辺」⇒ **県東部の玄関口**として必要な都市機能を誘導

「地鉄各駅周辺」⇒ **鉄道の利便性**と**生活利便性**を維持

「生活拠点」⇒ 市民生活を守り支える拠点として**生活利便性**を維持

3　都市計画マスタープラン改定までのスケジュール

これまで	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【都市計画審議会】 令和6年2月8日 ・計画修正案の中間報告（全体構想まで）	【都市計画審議会】 10月2日 ・計画修正案の中間報告			【都市計画審議会】 1月頃 ・計画最終案の確認		
【検討委員会】 計5回開催 ・全体構想見直し ・地域別構想見直し		【第6回検討委員会】 10月～11月頃 ・計画素案の確認				
【幹事会（庁内検討）】 計5回開催 ・見直し内容検討 その他、随時修正作業			【パブリックコメント】 ・住民意見聴取		【黒部市議会】 3月定例会 ・計画最終案の審議	

改定・公表